

令和6年2月1日

申請日を記入してください。

練馬区立学びの農園使用料減額・免除申請書

練馬区長 殿

申請者 住所 練馬区高松2-23-17

氏名 みらいのはたけ農部 練馬一郎

電話番号 03-3993-1111

利用団体名および利用者氏名を記入してください。
連絡先は、実際の利用者の連絡先を記入してください。

練馬区立学びの農園条例施行規則第10条の規定により、つぎのとおり使用料の減額・免除を申請します。

減額・免除する場合は、以下の適用する事由の番号を記入してください。

【免除事由】

- 1 区が主催し、または共催する事業で利用するとき。
- 2 官公署が行政目的のために利用するとき。
- 3 区内の団体が行政への協力等の目的のために利用するとき。
- 4 区内の保育所等、幼稚園、小学校、中学校または特別支援学校が教育目的のために利用するとき。
- 5 構成員の半数以上を75歳以上の者が占める10人以上の区内の団体が利用するとき。

【5割減額事由】

- 6 区が後援する事業で利用するとき。
- 7 幼稚園、小学校、中学校および特別支援学校以外の区内の学校が教育目的のために利用するとき。
- 8 別に定める区内の公共的団体が団体本来の活動目的のために利用するとき。
- 9 構成員の半数以上を身体障害者、知的障害者または精神障害者が占める10人以上の区内の団体が利用するとき。
- 10 構成員の半数以上を65歳以上の者が占める10人以上の区内の団体が利用するとき。
- 11 構成員の半数以上を中学生以下の者が占める10人以上の区内の団体が利用するとき。
- 12 前各項に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるとき。

事由5、9、10、11の場合は、当該団体の氏名、住所、年齢、障害の事由等が分かる名簿を提出してください。
必要に応じ、別途区から必要書類の案内をする場合があります。

使用料の減額・免除を申請する理由	練馬区立学びの農園条例施行規則別表6に該当	
区分	免除 ・ 5割減額	
使用料	減額・免除前	減額・免除後

注 の欄には記入しないでください。

この使用料減額・免除申請書と一緒に「使用許可申請書」または「多目的室利用申請書」を提出してください。